



各 位



2023年5月26日

会 社 名 クワザワホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 桑澤 嘉英  
(コード番号：8104 東証スタンダード・札証)  
問合せ先 経営企画部長 信太 孝樹  
(TEL 011-860-5080)

## 業績連動報酬制度および株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬制度を基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）、および株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の3種類により構成される制度へ改定することとし、業績連動報酬制度および株式報酬としての譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。

また、その実施にあたり必要な議案を2023年6月29日開催予定の第74回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 業績連動報酬制度について

##### 1. 目的

業績連動報酬制度の導入は、取締役の報酬等と当社の業績との連動性をより明確にし、各取締役が短期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

##### 2. 概要

当社の取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とご承認いただいております。

今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行取締役（以下「対象取締役①」という。）に対し、単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを目的として、上記の報酬枠の枠内で、業績連動報酬として金銭を支給することにいたします。監査等委員である取締役につきましては、引き続き基本報酬のみを支給いたします。

本議案に基づき対象取締役①に対して支給する業績連動報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

各対象取締役①の業績連動報酬の額については、上記の上限金額の範囲内で、当社が任意に設置する指名・報酬委員会における支給基準の審議・承認を経て、取締役会において決定することといたします。

#### II. 譲渡制限付株式報酬制度について

##### 1. 目的

譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「対象取締役

②」という。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

## 2. 条件

本制度は、対象取締役②に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、上記のとおり 2020 年 6 月 26 日開催の第 71 回定時株主総会において年額 250 百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与を除く。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で対象取締役②に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 3. 概要

対象取締役②は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき、対象取締役②に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、現行の取締役報酬枠とは別枠で年額 50 百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 80,000 株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとする。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役②が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役②への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役②に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役②との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役②は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること。

以 上